

令和 8 年 3 月 6 日
環境清掃部温暖化対策課

「多摩の森」活性化プロジェクトへの参加について

1 経緯

平成31年3月に森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された。令和3年度に特別区長会調査研究機構で特別区における森林環境譲与税の活用が研究され、令和5年7月に、都内12区市町村と東京都は森林環境譲与税を活用して複数の自治体が連携し、一体的に多摩地域の森林整備を進めるため、「多摩の森」活性化プロジェクトが始動した。

本区も、森林環境譲与税の新たな活用の一つとして、令和8年度より本プロジェクトへ参加する準備を進めている。

2 「多摩の森」活性化プロジェクトの概要

(1) 目的

参加自治体が連携して、多摩地域の森林において持続可能な森林循環の確立に向けた森林保全活動等の推進や森林環境譲与税の活用により、森林を持たない都市部の自治体と森林を持つ山村部の自治体及び東京都が相互の課題を解決する。

なお、森林が有する多面的機能の維持増進を図るため、『「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会』を結成し、運営している。

(2) 令和8年度の事業計画

①参加自治体

東京都及び都内15区市町村（千代田区、中央区、台東区、品川区、江東区、目黒区、荒川区、葛飾区、八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）

②令和8年度事業計画（予定）

ア 多摩の森の整備及び保全

森林整備及び保全に関する協定書に基づき、（公財）東京都農林水産振興財団が森林整備を実施する。

イ カーボン・オフセット

とうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定制度により、間伐後5年間の二酸化炭素吸収量の認定を受ける。

ウ 現場体験事業

多摩の森を活用し、林業作業、自然観察その他の体験事業を実施する。

回数：14回 人数：1区あたり80人（各回5人程度）

エ 木材活用事業

令和7年度及び8年度の搬出間伐によって搬出した間伐材の一部を活用し、協議会をPRするためのノベルティを製作する。

オ 森林整備支援事業

森林経営管理制度に基づく森林整備の実施を目的とした、多摩地域の市町村等から構成される東京都森林経営管理制度協議会より、設立から解散までの資料を引き継ぐとともに、当協議会の事業を継承し、意向調査等を実施する。意向調査等は、「多摩の森」活性化プロジェクトの森林整備推進に活用する。

カ 機運醸成事業

本協議会の認知度を高めるとともに、都民の森林環境税及び森林環境譲与税への理解を深め、本プロジェクトへの参加の機運を醸成するため、森林の重要性や本プロジェクトに関する広報等を実施する。

3 参加の目的と効果

(1) 目的

「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に向け、区民の行動変容を促す取組を加速するため、多摩の森における自然体験ツアー等森林保全に資する各事業について区民が参加する機会を確保する。

(2) 効果

- ・森林を有しない本区の森林環境譲与税の一部を、都内の多摩の森の「森林整備・保全事業」に活用することができる。
- ・複数自治体の連携によるスケールメリットで、少ない費用負担で森林整備・保全に資する事業が実施できるとともに、区民参加の機会を拡大できる。
- ・現場体験等により、環境保全に係る区民の方の関心や理解が進み、行動変容につながっていく。